

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	年金生活者支援給付金業務に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、年金生活者支援給付金業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

八千代市長

## 公表日

令和4年7月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金業務に関する事務
②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する事務を行っている。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①厚生労働省から求めがあったときに、年金生活者支援給付金の受給資格者等の所得情報等を提供する事務 ②年金生活者支援給付金(本体年金の請求が市町村に請求するものに限る)について、請求書等書類の受理・報告に関する事務 ③死亡した人の年金生活者支援給付金の未支給の給付金について、請求書等書類の受理・報告に関する事務
③システムの名称	基幹情報システム、介護伝送システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表一95の項 2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 国保年金課 047-421-6744

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I の5の①	健康福祉部 国保年金課 国民年金室	健康福祉部 国保年金課	事後	平成28年4月1日より国民年金室廃止、国保年金課国民年金班へ
平成29年7月13日	I の5の②	酢崎 孝子室長	国保年金課長 鈴木 一之	事後	平成28年4月1日より国民年金室廃止、国保年金課国民年金班へ
平成29年7月13日	I の7	情報管理課 情報公開室	法務課 情報公開班	事後	組織改正のため
平成29年7月13日	I の8	国民年金室	国民年金班	事後	平成28年4月1日より国民年金室廃止、国保年金課国民年金班へ
平成29年7月13日	II の1	平成26年3月31日	平成29年4月1日	事後	評価書見直しのため
平成29年7月13日	II の2	平成26年10月31日	平成29年4月1日	事後	評価書見直しのため
平成30年5月30日	I の5の②	国保年金課長 鈴木 一之	国保年金課長 田中 大助	事後	人事異動のため
平成30年5月30日	II の1	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	評価書見直しのため
平成30年5月30日	II の2	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	評価書見直しのため
令和1年6月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ①実施の有無	3)未定	2)実施しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5.実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長 田中 大助	課長	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市 健康福祉部 国保年金課 国民年金班 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 国保年金課 047-483-1151(代)	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年7月17日	II の1	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	評価書見直しのため
令和2年7月17日	II の2	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	評価書見直しのため
令和2年7月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表一95の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表一95の項	事後	評価書見直しのため
令和2年7月17日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠		2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第68条の2追加	事後	評価書見直しのため
令和3年11月25日	II の1	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	評価書見直しのため
令和3年11月25日	II の2	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	評価書見直しのため
令和3年11月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	047-483-1151(代)	047-421-6713	事後	電話番号変更のため
令和3年11月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	047-483-1151(代)	047-421-6744	事後	電話番号変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅱの1	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	評価書見直しのため
令和4年7月8日	Ⅱの2	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	評価書見直しのため